

社会福祉法人いわみ福祉会
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわみ福祉会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者で、週3日以上勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に規定する報酬及び賞与その他職務の執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、宿泊料及び諸雑費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に職務の執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
- 3 常勤理事であって、職員としての立場を有する者に対しては報酬等を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会又は評議員会（以下「理事会等」という。）に出席し、職員としての給与等が支払われない場合は、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(役員・評議員の報酬等の額)

第4条 全理事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

- 2 全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 非常勤理事の報酬は、別表2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 監事の報酬は、常勤理事の報酬及び非常勤理事の報酬の額を勘案し、別表4「監事の報酬」に定める額とする。

(委員会委員の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員会の委員（以下「委員」という。）の報酬は、別表5「委員の報酬」に定める額とする。ただし、職員の立場を有する者に対しては報酬等を支給しない。

(費用弁償の支給)

第6条 本会は、常勤役員に対し、通勤に要する交通費として本会の職員給与規程に基づき通勤手当を支給する。

2 次の各号に掲げる場合は、役員等に対し、職務の執行に要する交通費として本会の職員等旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき算出して得た額を支給する。ただし、旅費規程による算出が難しい場合は、役員等の居宅から其々の会場までの距離について、旅費規程第12条第1項第3号で規定する1キロメートル当たりの金額を乗じて得た額に2を乗じて得た額を支給することができる。

(1) 非常勤理事、監事及び評議員が理事会等に出席したとき。

(2) 監事が監査業務を行ったとき。

(3) 委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき。

(4) その他非常勤理事、監事及び評議員が職務の執行に関し必要な調査等を行ったとき。

3 前項に定めるものの他、役員等が職務の執行のために負担した費用は、請求があった日から遅滞なく支払い、前払いを要するものは前もって支払う。

(出張旅費)

第7条 役員等が職務の執行のため及び本会の要請又は同意により出張したときは、出張に要する旅費（交通費、日当及び宿泊料）を旅費規程に基づき支給する。この場合において、旅費規程第13条に規定する別表の区分「管理の職にある者」の欄を適用し、同条第1項各号の規定は適用しない。

2 前項に定める出張とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 本会が実施する入札又はその他業務に立会ったとき。

(2) 研修会又は本会の業務に関する大会若しくは視察に参加したとき。

3 前条第2項中、ただし書の規定は、交通費の算定の場合に適用することができる。

(報酬等の支給日)

第8条 常勤役員の報酬等の支給日は、毎月15日（当日が土日又は祝日の場合は、直前の土日又は祝日でない日）とする。

2 役員等（常勤役員を除く。）の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、通貨により本人に支給又は支払う。ただし、本人の同意により、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額又は本人から申出があった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第10条 本会は、この規程により社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

(補 足)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 「常勤理事の報酬」

| 区 分 | 報 酬 の 額 | 支 給 基 準 |
|-------------------|---------|---------|
| 法人業務の執行及び理事会等への出席 | 無報酬とする。 | |

別表 2 「非常勤理事の報酬」

| 区 分 | 報 酬 の 額 | 支 給 基 準 |
|--------------|-------------|-------------|
| 理事会等に出席したとき。 | 日 額 5,000 円 | 理事会等に出席した都度 |

別表 3 「評議員の報酬」

| 区 分 | 報 酬 の 額 | 支 給 基 準 |
|--------------|--------------|-------------|
| 評議員会に出席したとき。 | 日 額 10,000 円 | 評議員会に出席した都度 |

別表 4 「監事の報酬」

| 区 分 | 報 酬 の 額 | 支 給 基 準 |
|------|--------------------------|-------------|
| 財務担当 | 月額報酬は、支給しない。 | |
| | 理事会等に出席したとき。日 額 5,000 円 | 理事会等に出席した都度 |
| | 監査業務を執行したとき。日 額 10,000 円 | 監査業務を執行した都度 |
| 業務担当 | 月額報酬は、支給しない。 | |
| | 理事会等に出席したとき。日 額 5,000 円 | 理事会等に出席した都度 |
| | 監査業務を執行したとき。日 額 10,000 円 | 監査業務を執行した都度 |

別表 5 「委員の報酬」

| 区 分 | 報 酬 の 額 | 支 給 基 準 |
|---------------------|-------------|--------------------|
| 評議員選任・解任委員会に出席したとき。 | 日 額 5,000 円 | 評議員選任・解任委員会に出席した都度 |